

京都市危険物規制規則の一部を改正する規則を公布する。

平成29年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第113号

京都市危険物規制規則の一部を改正する規則

京都市危険物規制規則の一部を次のように改正する。

第12条の4中「，消防吏員駐在所」を削る。

附 則

この規則は，平成29年4月1日から施行する。

(消防局予防部)